

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月27日
【会社名】	サントリー食品インターナショナル株式会社
【英訳名】	Suntory Beverage & Food Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 穰介
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦三丁目1番1号
【電話番号】	03(5579)1837
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 経営企画本部長 沖中 直人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目1番1号
【電話番号】	03(5579)1837
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 経営企画本部長 沖中 直人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 2026年3月25日開催の第17回定時株主総会の決議により、2026年4月1日付で会社名を以下のとおり変更いたします。

(会社名) サントリービバレッジ&フード株式会社
英文表記に変更はありません

1【提出理由】

2026年3月25日開催の第17回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
2026年3月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類
金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円
総額18,539,979,600円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月26日

第2号議案 定款一部変更の件

当社グループの事業領域が拡大する中、グローバルで統一して「サントリービバレッジ&フード」を冠した商号を使用することを目的として、商号変更を行うことといたしました。これに伴い、現行定款第1条(商号)を変更するものであります。

なお、本変更は、2026年4月1日に効力を生じるものとし、附則にその旨の規定を設けるものであります。当該附則は、同日の経過をもってこれを削除いたします。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、木村稜介、沖中直人、仙波匠、中村真紀の4氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、神田秀樹氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役の補欠として、網谷充弘氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	賛成比率(%)	
第1号議案 剰余金の処分の件	2,824,573	5,616	0	可決	99.73%	
第2号議案 定款一部変更の件	2,829,802	387	0	可決	99.92%	
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件						
	木村 穰介	2,397,072	430,163	2,934	可決	84.64%
	沖中 直人	2,690,903	139,280	0	可決	95.01%
	仙波 匠	2,690,891	139,292	0	可決	95.01%
	中村 真紀	2,715,348	114,840	0	可決	95.88%
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件						
	神田 秀樹	2,418,947	411,231	0	可決	85.41%
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件						
	網谷 充弘	2,786,549	43,639	0	可決	98.39%

(注) 1. 賛成比率は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

- 第1号議案が可決されるための要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 第2号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- 第3号議案、第4号議案及び第5号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本定時株主総会前日までの事前行使分の議決権の数及び当日出席の一部の株主のうち賛成の意思表示が確認できた株主の議決権の数を合計したことにより、全ての決議事項は可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本定時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以上